

様式 2

随意契約理由書

所属名	文化振興・文化財課
契約締結年月日	令和3年6月28日
契約者名	(有)フルティガ
契約名	デジタルアートコンテスト「やまなしメディア芸術アワード」専用 Web サイト制作及び運用保守業務委託
契約金額	¥1,998,500
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> ・(有)フルティガはホームページ等のデザイン・制作・運営、デジタルコンテンツの企画・制作、イベント運営等を行っており、これまでに文化庁メディア芸術祭のデータベース【開発版】、学術著作権協会文献情報システム及び東京藝術大学映像研究科メディア映像専攻のウェブサイトに関して、デザイン・企画・制作及びシステム開発の実績を有し、特にメディアアート関係者からの評価が高く、また、信頼も厚く、デザイン性に優れた動画やウェブサイト等を提供している。 ・「やまなしメディア芸術アワード」は国内外から広くメディアアート作品を募集するコンテストで、海外向け外国語版サイトの作成・運営のノウハウが必要であると共に、アート系のコンテストに関しては、主催者側のセンスや独創性を応募するかどうかの判断材料とする傾向があり、公募サイトそのものの高い表現力やデザイン性が応募者数に影響する。 ・本コンテストは今後有望な若手クリエイターの発掘と育成を目的としており、デザイン性・独創性に優れた動画やウェブサイト等の作成が必要である。 ・本事業の目的を達成するためには、アート作品応募者に対応できる、デザイン性・独創性に優れたウェブサイトの作成、多言語サイトの構築及びコンテンツ運営に係るノウハウ全てが必要であり、それらの技術及びノウハウを全て有しているのが同社であり、他社では対応できないため、同社との随意契約を締結する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

その者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないもの、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるものなど、契約の内容が競争入札に適しない場合である。

【事例】

ア 契約の目的物に特殊な性質があり、特定の者でなければ納入できない場合(以下省略)

財務規則 1 3 7 ③

見積合わせを省略することができる場合

契約担当者は、随意契約で予定価格が 10 万円以上のときは、2 人以上の者から見積書を徴取しなければならないが、特別の理由がある場合には、見積もり合わせを省略することができる。

(1) 「特別の理由」の例（財務規則 1 3 7 条関係運用通知 4）

- ア 一個人又は一会社の専有する物品を購入するとき。
- イ 急施を要し、他の業者から見積書を徴するいとまがないとき。
- ウ 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。
- エ 分解しなければ見積もることができない物品又は施設等の修繕。
- オ 再度の入札に付し落札者がいないときで、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と価格交渉により随意契約するとき。
- カ 落札者が契約を結ばないときで、次順位者と価格交渉により随意契約するとき。